

京都府死因究明等推進協議会 傍聴要領

(1) 傍聴する場合の手続

- ア 協議会の傍聴を希望される方は、協議会の開会予定時刻までに所属、氏名等を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- イ 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第終了します。

(2) 傍聴に当たって守るべき事項

- ア 協議会開催中は、議長の指示に従い、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することを禁止します。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用を禁止します。
- ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、協議会の妨害となる行為を禁止します。
- エ 携帯電話は、マナーモードにするか電源を切ってください。
- オ 会場内における飲食又は喫煙を禁止します。
- カ 会場における、写真撮影、録画、録音等を禁止します。
ただし、事前に事務局の許可を得た場合は、この限りではありません。
- キ その他協議会の議事運営に支障となる行為を禁止します。
- ク 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、入室に当たっては、マスクの着用と入場時の消毒をお願いします。
また、体温が 37.5 度以上ある方や 14 日以内に発熱及び風邪の症状のあった方については、御来場を御遠慮いただきますようお願いいたします。

(3) 協議会の秩序の維持

- ア 上記(2)の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- イ 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- ウ 協議会中、協議会の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、協議会を途中で非公開とする場合があります。